



障精発0508第4号
平成30年5月8日

公益社団法人
日本精神科病院協会長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健判定医候補者の
推薦等に係る協力依頼について

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。既に御承知のとおり、当省では、平成17年7月に施行された心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づき、精神保健判定医候補者名簿を作成の上、毎年11月1日までにそれぞれの名簿を最高裁判所等へ送付しなければならないこととされております。

つきましては、これらの事務の円滑な実施のため、貴協会におかれましては、候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

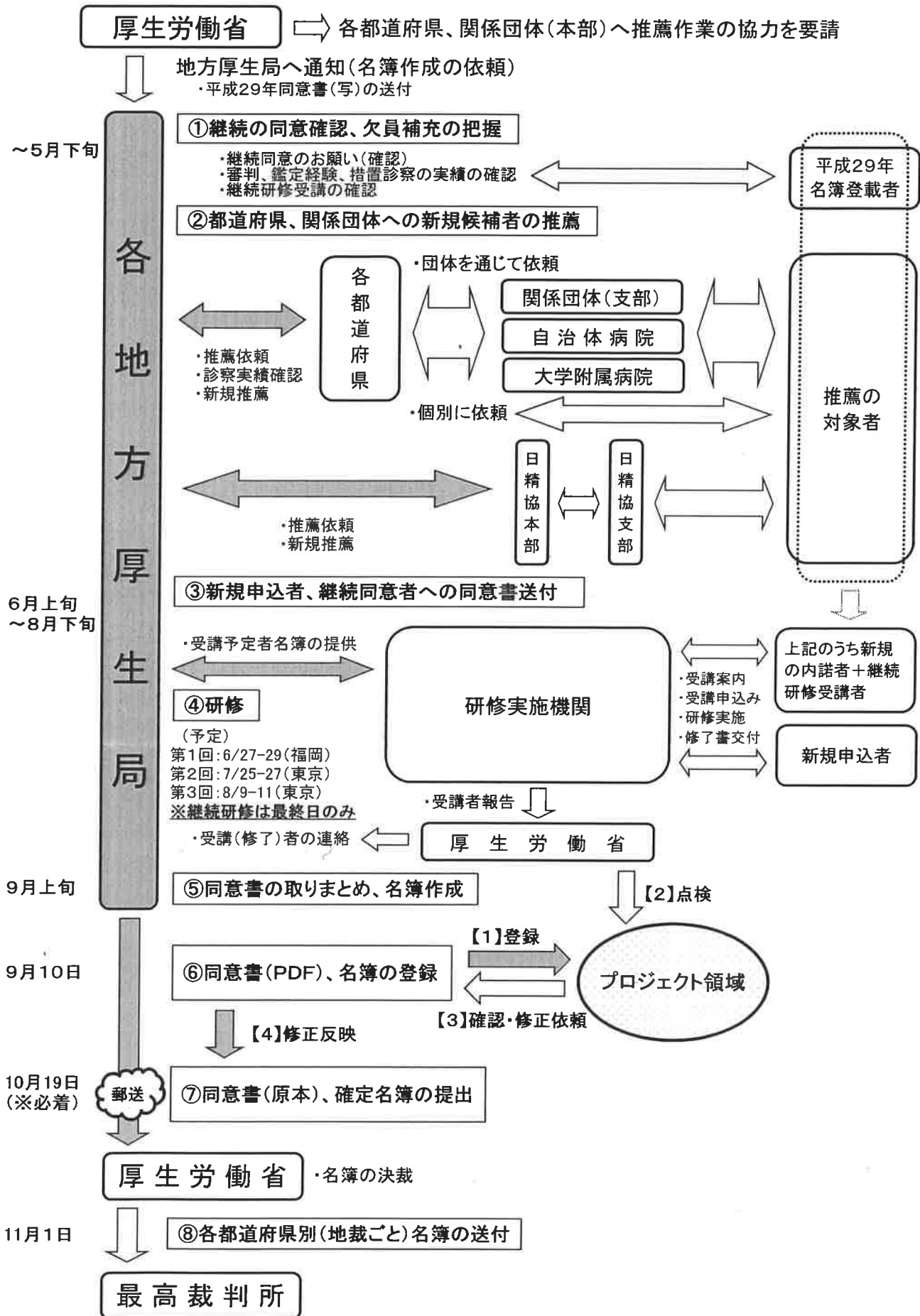
具体的な名簿の作成手続きについては、当省（地方厚生局）が本人からの文書同意を得て名簿に登載する予定です。これらの手続きについては、別紙のように作業を進めることとしておりますので、貴協会（支部）において本人の同意（内諾）を得た上で、別添様式（様式1～2）により、各地方厚生局あてメールにて推薦いただくよう、貴協会各支部への依頼について、御協力をお願い申し上げます。

なお、各都道府県、指定都市には別添により協力要請を行っている旨を申し添えます。

【担 当】

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室
調査係・社会復帰支援係 村 瀬
電話：03-5253-1111（内線 3099）
E-mail：murase-masashi@mhlw.go.jp

精神保健判定医の推薦事務の流れ



○各地方厚生局連絡先

管轄区域	厚生局名	担当部署	住所	電話	メールアドレス
北海道全域	北海道厚生局	健康福祉部医事課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2304	hkkousei005@mhlw.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北厚生局	健康福祉部医事課	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13F	022-726-9263	thkousei024@mhlw.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	関東信越厚生局	健康福祉部医事課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-740-0827	ktkousei036@mhlw.go.jp
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	東海北陸厚生局	健康福祉部医事課	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8836	tkkousei065@mhlw.go.jp
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿厚生局	健康福祉部医事課	〒540-0011 大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階	06-6942-2492	kinkikansatsu@mhlw.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国厚生局	健康福祉部医事課	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコクビル2階	082-223-8204	jjkachugoku@mhlw.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	九州厚生局	健康福祉部医事課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-472-2366	k-ijika3@mhlw.go.jp



別添

障精発0508第3号
平成30年5月8日

各 都道府県 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健判定医及び
精神保健参与員の候補者推薦について

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、各地方厚生局において、精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿に登載されている者の継続同意を確認しているところですが、各都道府県におかれましては、推薦事務の流れ（別紙1、2）を参考に、新たな候補者の推薦に努めていただくとともに、特に自治体病院、大学附属病院等、公的医療機関に対する積極的な働きかけに御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。また、指定都市が所在する都道府県にあっては、都道府県及び指定都市の双方の連携・協力により作業を行い、平成30年6月7日（木）までに当該都道府県で取りまとめ、別添様式（様式1～4）により、管轄する地方厚生局あてメールにて提出願います。

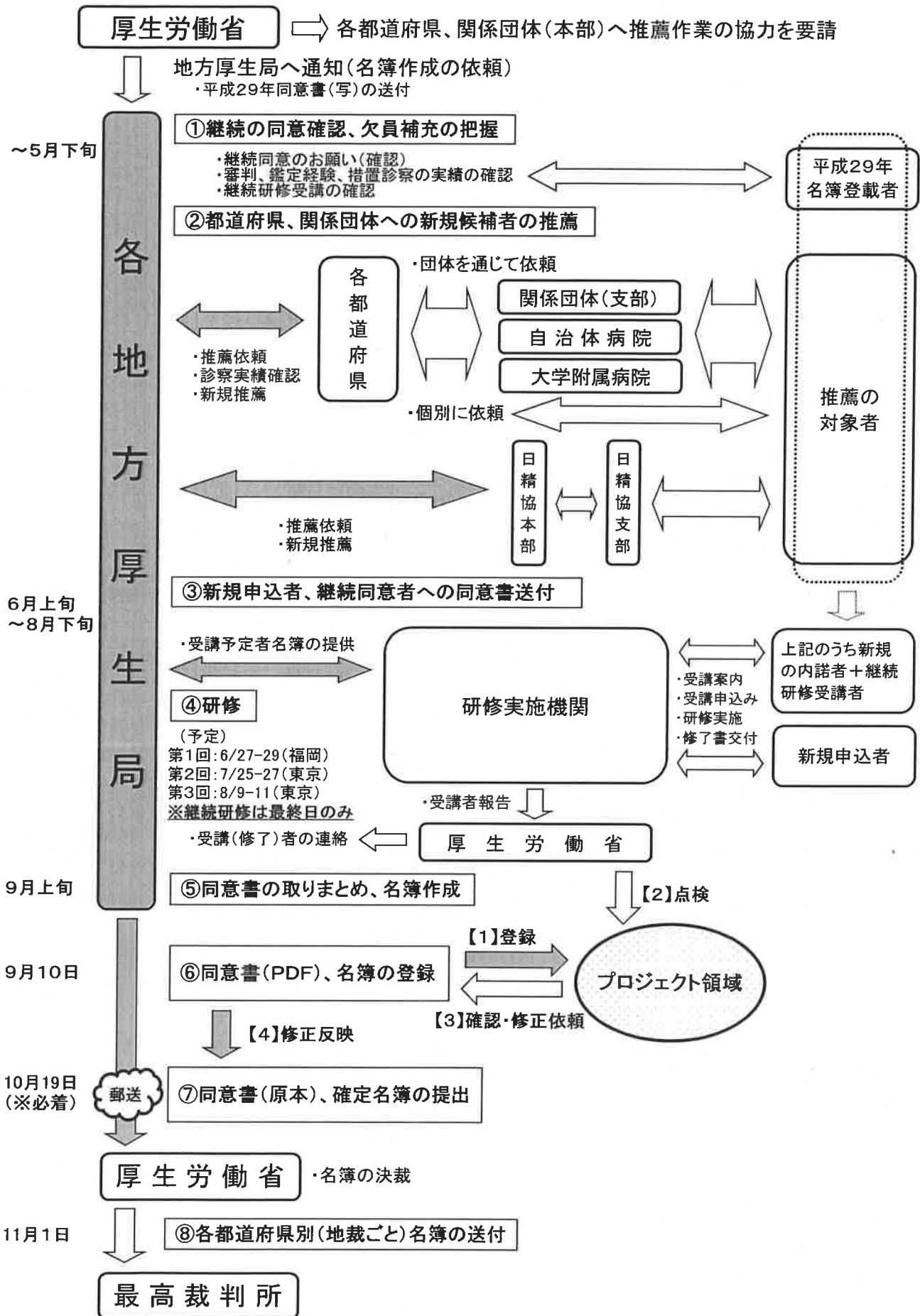
なお、心神喪失者等医療観察法施行令第2条第2項に基づく「同等以上の学識経験を有すると認める者」等を理由とする新たな名簿登載を原則認めないこととしていますが、検討・推薦作業を進めるに当たり、個別の事情等がある場合は地方厚生局まで御相談願います。

また、精神保健判定医等の推薦については、関係団体へ別添1、2により協力要請を行っているところであり、これら関係団体等とも十分に連携を図ることにより、円滑な作業をお願いします。

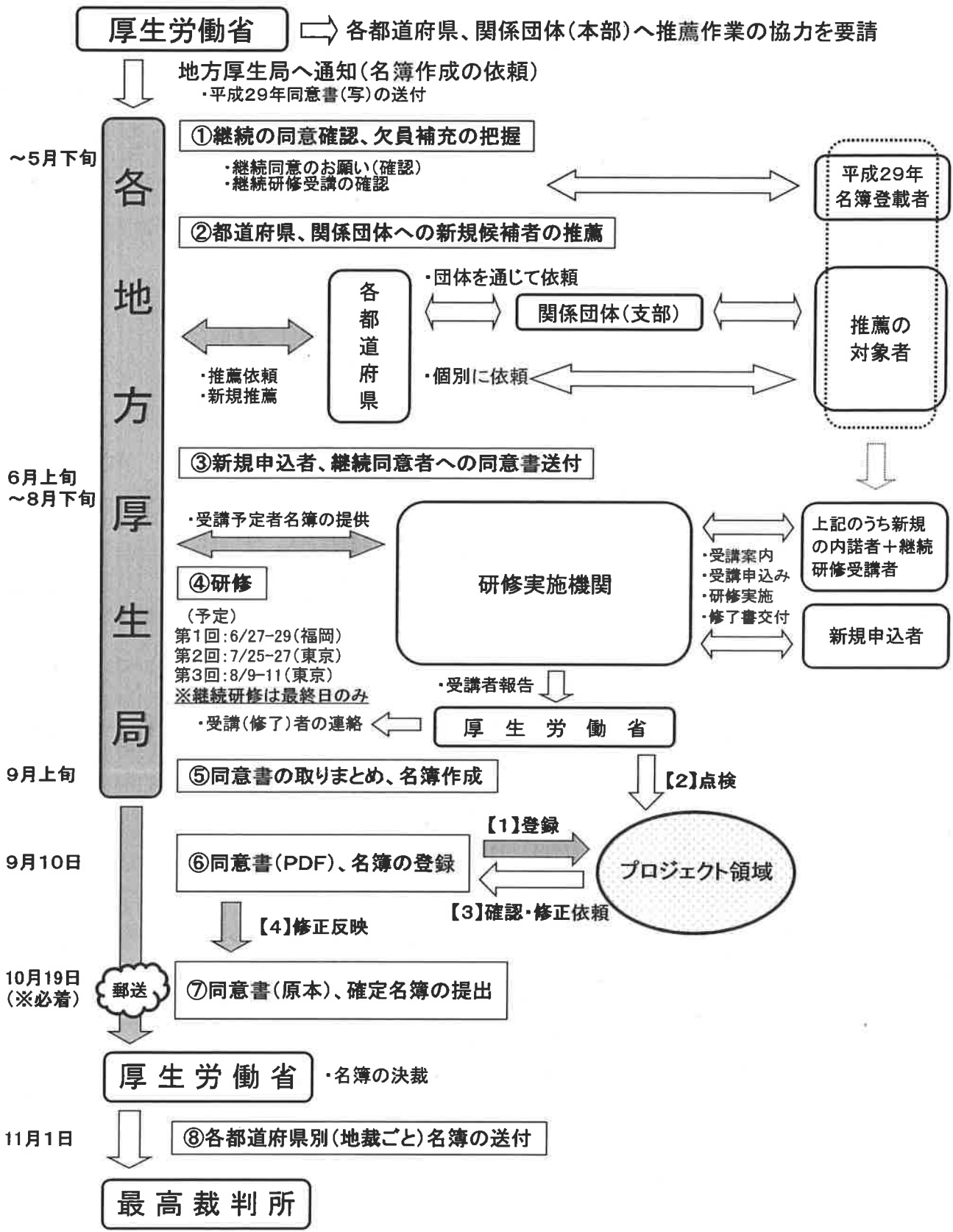
【担当】

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室
調査係・社会復帰支援係 村 瀬
電話：03-5253-1111（内線 3099）
E-mail：murase-masashi@mhlw.go.jp

精神保健判定医の推薦事務の流れ



精神保健参与員の推薦事務の流れ



精神保健参与員候補者名簿

番号	都道府県名	氏名	フリガナ	生年月日	連絡先住所	業務従事期間	精神保健福祉士登録年月日	政令第3条第1項第2号のイ・ロの別	勤務先医療機関名等	連絡先電話番号

注「業務従事期間」については、精神保健福祉士に登録後の従事期間を記載。(ただし、当該期間が5年に満たない場合は、医療観察法第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令附則第5条に基づき、精神保健福祉士法施行日の前日(平成10年3月31日)以前の従事期間を合算して5年として記載。)

精神保健参与員候補者名簿

番号	都道府県名	氏名	フリガナ	生年月日	連絡先住所	業務従事期間	精神保健福祉士登録年月日	特に参与員候補者として認める理由	勤務先医療機関名等	連絡先電話番号

注「業務従事期間」については、精神保健福祉士に登録後の従事期間を記載。(ただし、当該期間が5年に満たない場合は、医療観察法第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令附則第5条に基づき、精神保健福祉士法施行日の前日(平成10年3月31日)以前の従事期間を合算して5年として記載。)

○各地方厚生局連絡先

管轄区域	厚生局名	担当部署	住所	電話	メールアドレス
北海道全域	北海道厚生局	健康福祉部医事課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2304	hkkousei005@mhlw.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北厚生局	健康福祉部医事課	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13F	022-726-9263	thkousei024@mhlw.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	関東信越厚生局	健康福祉部医事課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-740-0827	ktkousei036@mhlw.go.jp
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	東海北陸厚生局	健康福祉部医事課	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8836	tkkousei065@mhlw.go.jp
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿厚生局	健康福祉部医事課	〒540-0011 大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階	06-6942-2492	kinkikansatsu@mhlw.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国厚生局	健康福祉部医事課	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコクビル2階	082-223-8204	jjkachugoku@mhlw.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	九州厚生局	健康福祉部医事課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎	092-472-2366	k-ijika3@mhlw.go.jp